

徳島県告示第百三十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年三月十三日次の事務を一般財団法人地域総合整備財団に委託した。

令和七年三月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県地域総合整備資金貸付要綱（平成二年九月六日制定）第一条に規定する地域総合整備資金に係る償還金の徴収の事務